

広島県踏切道改良協議会合同会議議事録

1. 日時:令和7年1月31日(金) 10:30~11:40

2. 場所:Web 形式

3. 議事

- (1) 広島県踏切道改良協議会合同会議設置要綱の一部改正について
- (2) 令和6年度法指定踏切について
- (3) 踏切道の改良の取組状況の確認について
- (4) 踏切道の改良後の評価について
- (5) 踏切道の現状について

〈議事概要〉

- ・ 広島県踏切道改良協議会合同会議設置要綱(会議資料1)について、新たに指定された踏切を別表1に追加し、これに関連する道路管理者を構成員に追加したことから、改正が必要であることを説明し承認を得た。
- ・ 令和6年度法指定踏切(会議資料2)について、事務局から説明を行った。
- ・ 踏切道の改良の取組状況の確認(会議資料3)について、個々の踏切道安全通行カルテ等を示し各道路管理者が説明を行った。
- ・ 踏切道の改良後の評価(会議資料4)について、道路管理者から改良後の評価の説明を行った。
- ・ 踏切道の現状(会議資料5)について、第4種踏切道及び勝手横断箇所安全対策について事務局から説明を行い鉄道会社から追加説明が行われると共に道路管理者からもコメントがあった。

〈構成員からの意見〉

- ・ 改良すべき踏切のうち、アンダーパスを整備したことから踏切道を除却する物があるが、要綱から削除することとなるか。(JR 西日本)
 - 次年度に改良後の評価を行う必要があるため直ちに要綱から削除しない。ただし、評価までが完了すれば削除となる余地がある。(事務局)
- ・ 災害時の指定踏切の中には、周辺環境変化により指定時の目的が無くなったものがある。法指定から削除することはできるのか。(JR 西日本)
 - 現状では、法指定を解除する法的な仕組みがない。指定時と状況が変わった場合、道路管理者、鉄道事業者との間で協議し、個別に運用方針を取り決めればよい。法的な仕組みの整備について要望があったことは本省に報告する。(事務局)
 - 管理様式にて、他の法指定されていない踏切と同等の扱いとする。(JR 西日本)